

知名町過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度



令和4年12月変更

鹿児島県知名町

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 基本的な事項 | 4 |
| 1. 知名町の概況 | 4 |
| (1) 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 | |
| (2) 過疎の状況 | |
| (3) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性 | |
| 2. 人口及び産業の推移と動向 | 6 |
| 3. 行財政の状況 | 8 |
| (1) 行政の状況 | |
| (2) 財政の状況 | |
| (3) 主要公共施設等の整備状況 | |
| 4. 地域の持続的発展の基本方針 | 11 |
| (1) 基本的な考え方 | |
| (2) 持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上 | |
| 5. 地域の持続的発展のための基本目標 | 12 |
| (1) 人口に関する目標 | |
| (2) 財政力に関する目標 | |
| (3) 地域の実情に応じ、地域の持続的発展のための基本となる目標 | |
| 6. 計画の達成状況の評価に関する事項 | 13 |
| (1) 評価時期 | |
| (2) 評価手法 | |
| 7. 計画期間 | 13 |
| 8. 公共施設等総合管理計画との整合 | 13 |
| 第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 14 |
| 1. 現況と問題点 | |
| 2. その対策 | |
| 3. 計画 | |
| 4. 公共施設等総合管理計画等との整合 | |
| 第3章 産業の振興 | 15 |
| 1. 現況と問題点 | |
| 2. その対策 | |
| 3. 計画 | |
| 4. 産業振興促進事項 | |
| 5. 公共施設等総合管理計画等との整合 | |
| 第4章 地域における情報化 | 19 |
| 1. 現況と問題点 | |

| | |
|---------------------------------|----|
| 2. その対策 | |
| 3. 計画 | |
| 4. 公共施設等総合管理計画等との整合 | |
| 第5章 交通施設の整備、交通手段の確保 | 20 |
| 1. 現況と問題点 | |
| 2. その対策 | |
| 3. 計画 | |
| 4. 公共施設等総合管理計画等との整合 | |
| 第6章 生活環境の整備 | 23 |
| 1. 現況と問題点 | |
| 2. その対策 | |
| 3. 計画 | |
| 4. 公共施設等総合管理計画等との整合 | |
| 第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 26 |
| 1. 現況と問題点 | |
| 2. その対策 | |
| 3. 計画 | |
| 4. 公共施設等総合管理計画等との整合 | |
| 第8章 医療の確保 | 28 |
| 1. 現況と問題点 | |
| 2. その対策 | |
| 3. 計画 | |
| 4. 公共施設等総合管理計画等との整合 | |
| 第9章 教育の振興 | 30 |
| 1. 現況と問題点 | |
| 2. その対策 | |
| 3. 計画 | |
| 4. 公共施設等総合管理計画等との整合 | |
| 第10章 集落の整備 | 32 |
| 1. 現況と問題点 | |
| 2. その対策 | |
| 3. 計画 | |
| 4. 公共施設等総合管理計画等との整合 | |
| 第11章 地域文化の振興等 | 33 |
| 1. 現況と問題点 | |
| 2. その対策 | |
| 3. 計画 | |

| | |
|--------------------------------------|----|
| 4. 公共施設等総合管理計画等との整合 | |
| 第12章 再生可能エネルギーの利用の推進 | 34 |
| 1. 現況と問題点 | |
| 2. その対策 | |
| 3. 計画 | |
| 4. 公共施設等総合管理計画等との整合 | |
| 第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 35 |
| 1. 現況と問題点 | |
| 2. その対策 | |
| 3. 計画 | |
| 4. 公共施設等総合管理計画等との整合 | |
| 事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲） | 37 |

第1章 基本的な事項

1. 知名町の概況

(1) 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然条件

本町は鹿児島市の南方 540km、那覇市の北方 188km の洋上に浮かぶ沖永良部島（周囲 55.8km、面積 93.65 km²）の南西部に位置している。面積は 53.29 km²で東西 10 km、南北 8 kmにして東北部は和泊町に接し、南方には与論島や沖縄本島が望まれ北は東シナ海に面している。

標高 240mの大山には 244ha の町有林があり、その頂上部に航空自衛隊のレーダー基地がある。島の大部分が隆起珊瑚礁で形成されており、カルスト地形の発達により大山周辺にはドリーネ（凹地）が多数点在し、数多くの鍾乳洞がある。その洞内を流れる地下水が海岸線付近で湧き水となって地表に現れる。本町の 21 集落はこの湧き水を中心として形成されてきた。

本島全体がカルスト地形を呈しているため石灰岩が露出している所が多くあるが、亜熱帯樹林が繁茂する大山周辺以外は比較的平坦部が多く、耕地に恵まれ利用度は極めて高く、さとうきび、花き、輸送野菜、葉たばこなどの畑作が盛んであるが、河川は殆ど無く、わずかに 2 級河川の余多川があるのみで表流水に乏しく、水源は地下水に依存している。

平均気温 22℃という温暖な気候であるが、台風の常襲地帯であり、町民の暮らしや農作物に被害を与えている。

② 歴史的条件

沖永良部の時代区分は、原始から 8・9 世紀ごろまでを「奄美史」と呼び、階級社会以前の集落共同体の時代である。その後「按司世」を経て琉球王朝が支配する「那覇世」、薩摩藩が支配する「大和世」へと続く。

「那覇世」は文永 3 年（1266 年）から慶長 14 年（1609 年）までの 340 年余琉球王朝が統治し、琉球文化を伝えた。現在伝承されている文化・言語・風俗などは、その当時に起因している。

慶長 14 年薩摩藩の琉球侵略の結果、琉球支配から薩摩藩の支配下となった。藩政統治は明治 4 年（1871 年）の廃藩置県まで 260 年間続いた。

明治 41 年（1908 年）に島興町村制が実施され、従前の村呼称を大字に改称、知名村・和泊村となり今日の行政区の基礎が確立された。大正 9 年（1920 年）には島興町村制廃止に伴い普通町村制となり、村長は住民の公選となった。

昭和 21 年 1 月 28 日、本土と行政分離され米国軍政府の統治下となり、行政制度も「臨時北部南西諸島政庁」「奄美群島政府」「琉球政府奄美地方庁」と変遷した。米国軍統制下の昭和 21 年 9 月 1 日町制を施行したが、戦後の復興もままならず群島全域及び本土同朋による復

帰活動が展開された結果、昭和 28 年 12 月 25 日悲願の祖国復帰が実現した。

③ 社会的、経済的諸条件

就業人口は表 1 - 3 に示すとおり基幹産業である第 1 次産業は第 3 次産業の次に位置している。営農体系はさとうきびを中心に花き・輸送野菜・葉たばこの耕種作物や肉用牛を組み合わせた複合経営が行われており、農業生産額は 40 億から 50 億円で推移している。

これは、さとうきびを基幹としながらも収益性の高い園芸品目や花き類の振興が図られていることによるものである。

しかし、近年の農業を取り巻く情勢は、安価な輸入農産物の増加や国産農産物価格の低迷、産地間競争が激化する中で景気の低迷による消費の鈍化など厳しい状況にある。

本町としても区画整理や畑地かんがいなどの生産基盤の整備を強力に推進し、農業経営の安定と農家所得の向上に努める必要がある。

また、本町の水産業は小型漁船による一本釣りが主で、漁獲量の少ない零細経営が殆どである。漁家経営の安定と生産向上を図るため、漁港の整備と併せて豊富な回遊魚対策等を講ずるとともに後継者育成対策を推進する。

(2) 過疎の状況

① 人口の動向

昭和 55 年に一旦は微増の傾向を示したが、再び減少が続き人口の減少に歯止めがかかっていない状況にある。また、年齢階層別人口を比較すると高齢化の進行が顕著である。

② これまでの過疎法に基づく対策

過疎地域自立促進特別措置法に基づいた過疎地域自立促進計画による事業の推進により、土地改良事業など農業生産基盤の整備、港湾・漁港の整備、町道の改良・舗装、農道の整備、下水道や公営住宅等の生活環境整備、消防・防災施設の整備、認定こども園や高齢者福祉施設の整備、危険校舎改築等教育・文化施設の整備がなされてきました。

③ 現在の課題

未だ、産業基盤の整備をはじめ交通基盤の整備、生活環境の整備、教育文化施設の整備が遅れ、加えて外海離島のため雇用の機会が少なく依然として町民所得は低い状況にある。

所得を向上させ、住みよいまちづくりを実現するには、基幹産業である農業振興を図るとともに、交通基盤整備、生活環境の整備、教育文化施設等の整備充実を引き続き図ることが主要課題である。

④ 今後の見通し

これまでの知名町過疎地域自立促進計画に基づき推進してきた各種施策を継続するとともに、令和 3 年 4 月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」を始め、

第6次知名町総合振興計画及び「まち・ひと・しごと創生法」に基づく知名町総合戦略の推進や知名辺地に係る総合整備計画書等の個別計画との連携による効果的な施策の展開が期待できる。

(3) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性

本町の就業人口についても人口の減少に比例し減少傾向にあり、産業別では第1次産業・第2次産業の減少が続き、一方で第3次産業従事者は増加する傾向にある。

このことから基幹産業である農業の後継者育成対策を図るとともに農地の流動化、省力化機械の導入等による農業経営の安定を図り第1次産業の振興に努めなければならない。

2. 人口及び産業の推移と動向

国勢調査による表1-1 人口増減率（平成17年から平成27年）をみると、本町は12.7%減少し、平成27年における若年者比率が初めて10%を切り、高齢者比率が30%を超える結果となっている。

また、表1-2 知名町の総人口推移（2010年～2015年）では、これまでは約300人程度の減少からその2倍の600人が減少している。表1-3 知名町の産業別就業人口推移（1995年～2015年）では第1次産業従事者が年々減少し、その反面第3次産業従事者が増加傾向にある。

表1-4 知名町の2040年の人口将来推計においては、2015年時点将来推計4,946人から2018年時点推計3,850人と推計の人口減少幅が1,096人に広がる見込みとなる。

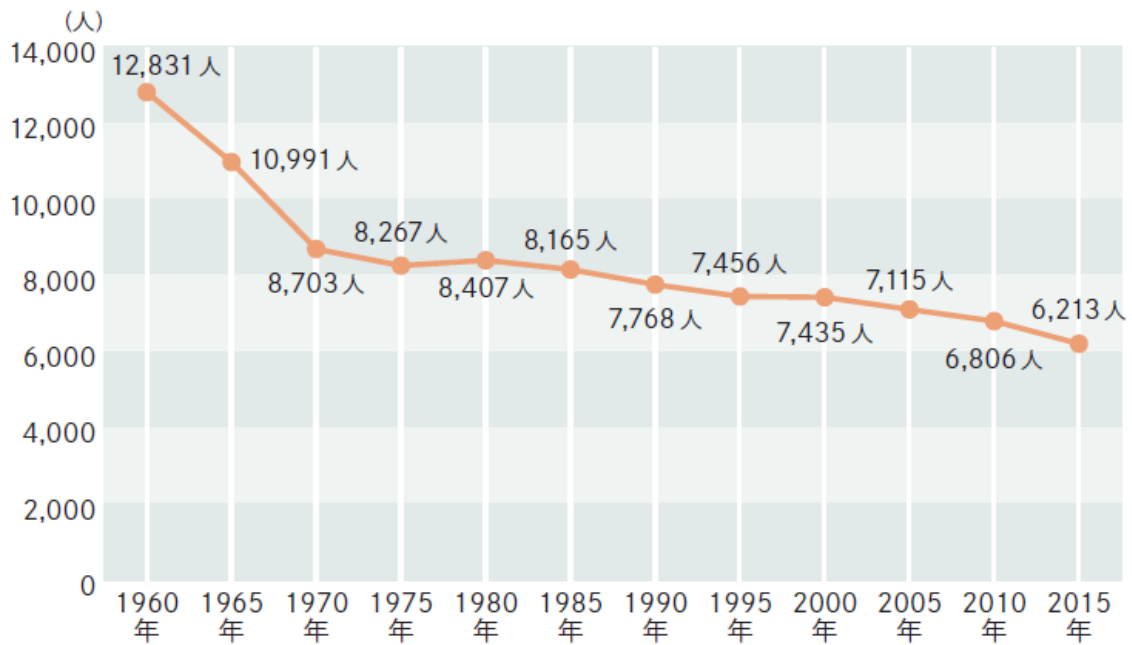
(1) 人口の推移

表1-1 人口の推移（国勢調査）

| 区分 | 昭和35年 | | | 昭和50年(1975) | | 平成2年(1990) | | 平成17年(2005) | | 平成27年(2015) | |
|--------------|--------|-------|-------|-------------|-------|------------|-------|-------------|-------|-------------|-----|
| | 実数 | 人 | 増減率 | 人 | 増減率 | 人 | 増減率 | 人 | 増減率 | 人 | 増減率 |
| 総数 | 12,831 | 8,267 | △35.6 | 7,768 | △6.0 | 7,115 | △8.4 | 6,213 | △12.7 | | |
| 0歳～14歳 | 5,247 | 1,925 | △63.3 | 1,760 | △8.6 | 1,081 | △38.6 | 923 | △14.6 | | |
| 15歳～64歳 | 6,272 | 4,996 | △20.3 | 4,381 | △12.3 | 3,991 | △8.9 | 3,319 | △16.8 | | |
| うち15歳～29歳(a) | 1,911 | 1,578 | △17.4 | 809 | △48.7 | 874 | 8.0 | 511 | △41.5 | | |
| 65歳以上(b) | 1,312 | 1,346 | 2.6 | 1,627 | 20.9 | 2,043 | 25.6 | 1,971 | △3.5 | | |
| (a)/総数 | % | % | | % | | % | | % | | | |
| 若年者比率 | 14.9 | 19.1 | — | 10.4 | — | 12.3 | — | 8.2 | — | | |
| (b)/総数 | % | % | | % | | % | | % | | | |
| 高齢者比率 | 10.2 | 16.3 | — | 20.9 | — | 28.7 | — | 31.7 | — | | |

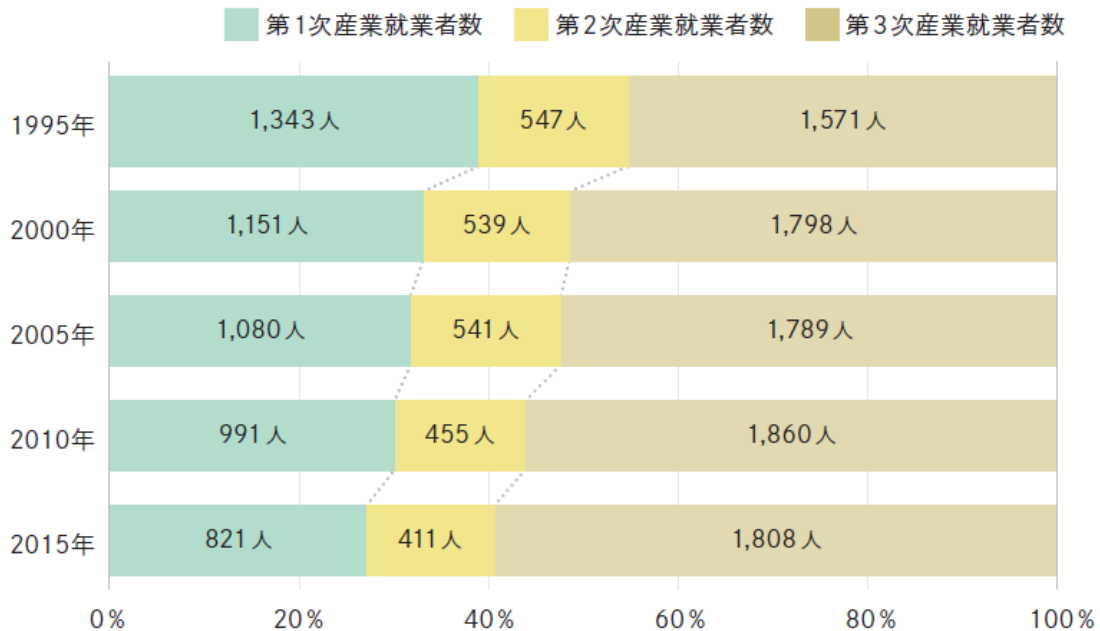
(2) 人口の見通し

表 1-2 知名町の総人口推移 (1960 年~2015 年)



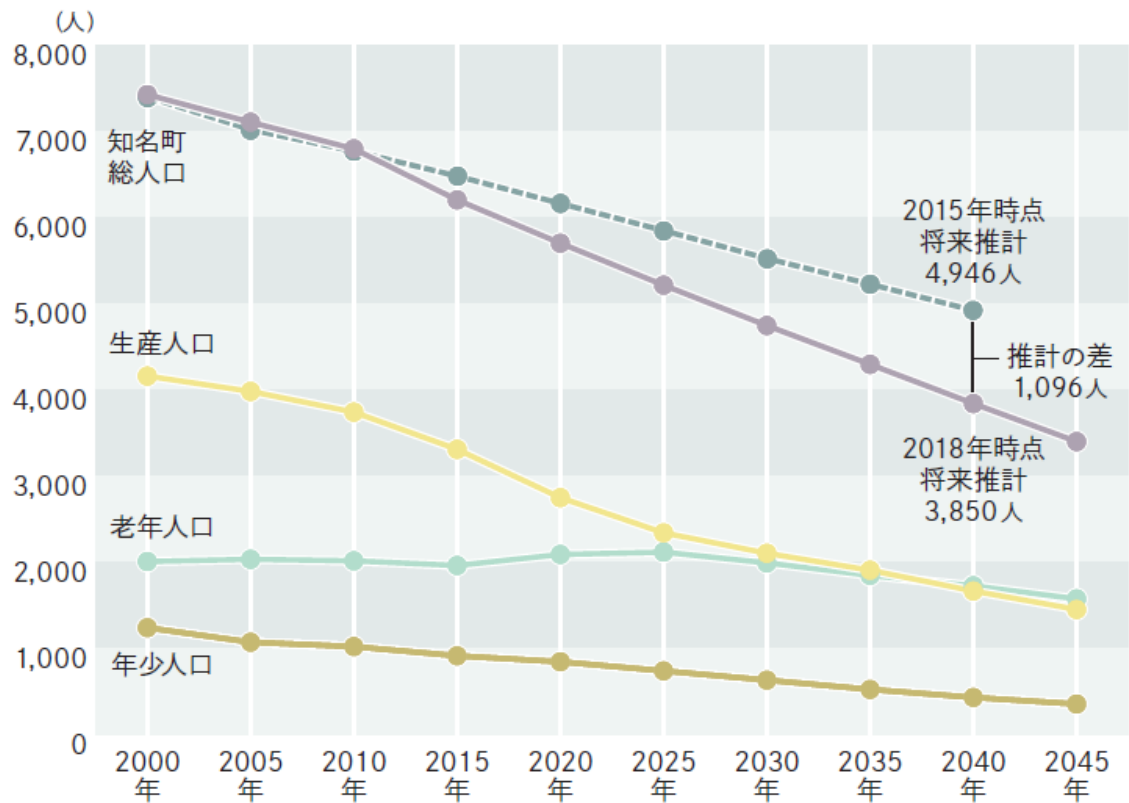
みんなで創るみんなと創る知名町未来づくりビジョン (第6次知名町総合振興計画) から

表 1-3 知名町の産業別就業人口推移 (1995 年~2015 年)



みんなで創るみんなと創る知名町未来づくりビジョン (第6次知名町総合振興計画) から

表 1-4 知名町の人口将来推計



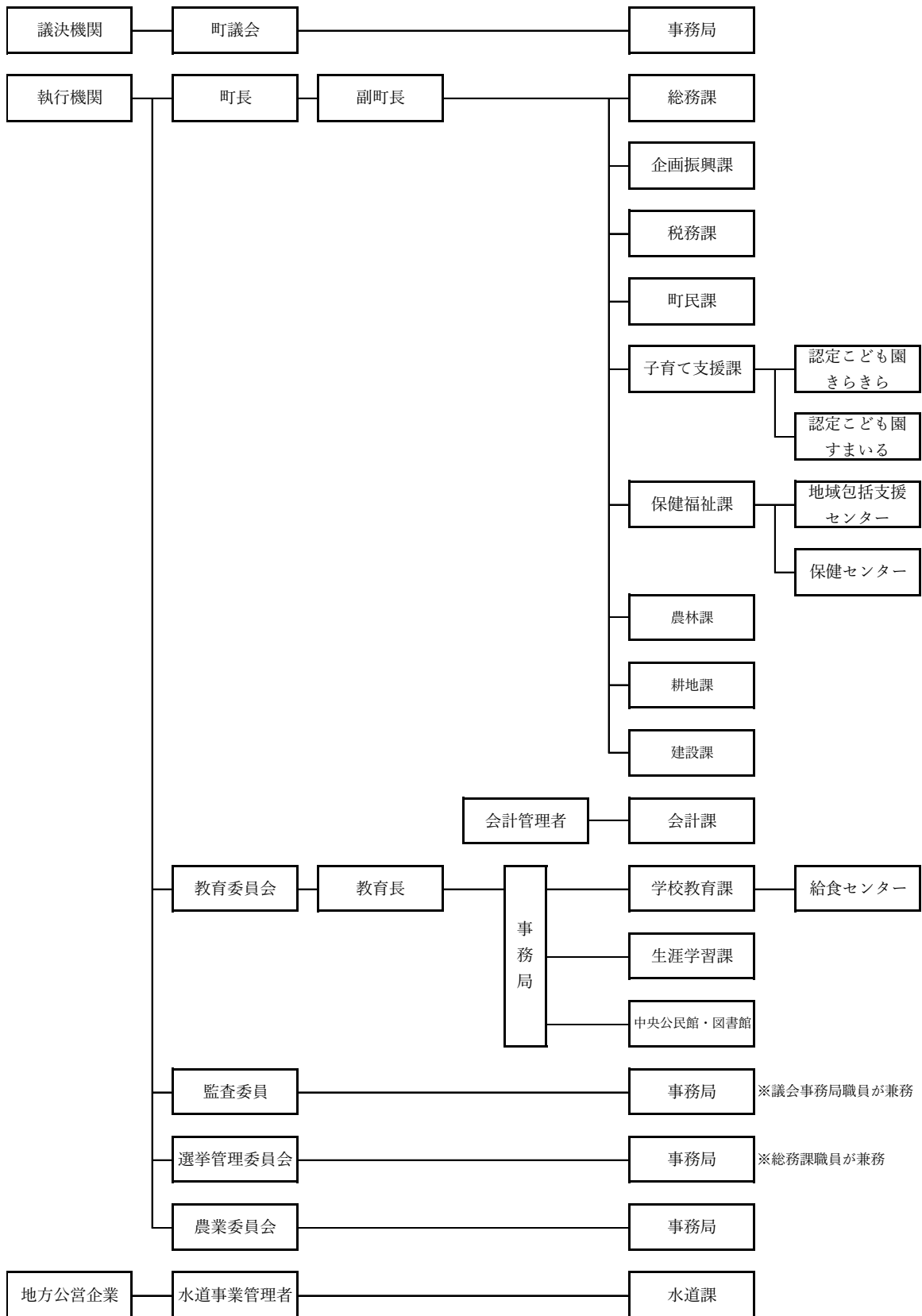
* 国立社会保障・人口問題研究所の2018年（平成30年）推計

3. 行財政の状況

(1) 行政の状況

本町の組織は、町長部局・教育委員会・選挙管理委員会をはじめ以下の委員会等を設置している。

表 2-1 組織図



(2) 財政の状況

本町の財政状況は、実質公債費負担比率について短期間で大型公共事業に地方債を充当した結果、平成 22 年度には 17.0%であったが、行財政改革に積極的に取り組み、歳入では、自主財源の確保に努め、国・県支出金や交付税措置のある地方債の活用、受益者負担の適正化等による財源の確保等を図り、歳出においても、徹底した整理合理化と経費の節減、見直しを行った結果、令和元年度には 11.5%まで減少した。

しかしながら、老朽化を向かえた公共施設の更新や社会保障関連の事業費が増大したことにより経常収支比率が令和元年度には 94.8%になるなど財政の硬直化が進み、今後の財政運営に懸念が生じている。

表 2-2 主要財政数値

| 区分 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和元年度 |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A | 6,385,863 | 5,660,306 | 6,289,299 |
| 一般財源 | 3,411,918 | 3,419,225 | 3,557,698 |
| 国庫支出金 | 1,277,110 | 486,699 | 527,686 |
| 都道府県支出金 | 400,157 | 393,996 | 502,844 |
| 地方債 | 751,077 | 772,972 | 970,226 |
| うち過疎対策事業債 | 402,700 | 351,600 | 175,700 |
| その他 | 545,601 | 587,414 | 730,845 |
| 歳出総額 B | 6,200,303 | 5,480,289 | 6,034,687 |
| 義務的経費 | 2,228,413 | 2,211,253 | 2,495,946 |
| 投資的経費 | 985,584 | 948,545 | 1,339,708 |
| うち普通建設事業 | 985,584 | 938,393 | 1,339,655 |
| その他 | 2,337,572 | 1,677,109 | 2,292,997 |
| 過疎対策事業費 | 648,734 | 626,222 | 564,732 |
| 歳入歳出差引額 C (A - B) | 185,560 | 180,017 | 254,612 |
| 翌年度へ繰越すべき 財源 D | 77,672 | 529 | 38,003 |
| 実質収支 C - D | 107,888 | 179,488 | 216,609 |
| 財政力指数 | 0.16 | 0.17 | 0.17 |
| 公債費負担比率 | 18.4 | 16.8 | 19.6 |
| 実質公債費比率 | 17.0 | 12.7 | 11.5 |
| 起債制限比率 | — | — | — |
| 経常収支比率 | 85.3 | 90.3 | 94.8 |
| 将来負担比率 | 133.8 | 99.9 | 58.1 |
| 地方債現在高 | 6,815,773 | 7,449,350 | 8,497,437 |

(3) 主要公共施設等の整備状況

公共施設においては、人口減少・少子高齢化が進展する中、既存施設の統合・廃止を含め公共施設全体の維持管理マネジメントが課題となっている。

今後は、公共施設等総合管理計画に基づき計画的な整備・維持管理に努める。

表 2-3 主要公共施設等の整備状況

| 区分 | 昭和 55 年度末 | 平成 2 年度末 | 平成 12 年度末 | 平成 22 年末 | 令和元年度末 |
|-----------------------|-----------|----------|-----------|----------|---------|
| 市 町 村 道 | | | | | |
| 改良率 (%) | 30.7 | 44 | 45.2 | 48.5 | 53.2 |
| 舗装率 (%) | 24.6 | 50.1 | 51.8 | 53.1 | 65.5 |
| 農 道 | | | | | |
| 延長 (m) | — | — | — | 56,493 | 132,403 |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長 (m) | 37.6 | 38.9 | 42.6 | — | — |
| 林 道 | | | | | |
| 延長 (m) | — | — | 0 | 0 | 0 |
| 林野 1 ha 当たり林道延長 (m) | 2 | 4.3 | — | — | — |
| 水道普及率 (%) | 91.6 | 99.2 | 99.6 | 99.7 | 99.8 |
| 水洗化率 (%) | — | — | 29.1 | 51.9 | 59.9 |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床) | 4 | 18 | 22 | 35 | 35 |

4. 地域の持続的発展の基本方針

(1) 基本的な考え方

本町の過疎対策に当たっては、奄美群島振興開発特別措置法や「第 6 次知名町総合振興計画」(2020~2026)に基づき、国・県・関係機関との緊密な連携のもとに、総合的かつ計画的な事業実施に取り組み「みんなで創る みんなと創る 知名町未来づくりビジョン」を基本理念に地域の自立促進を図り、町民一人ひとりがそれぞれの能力や経験を生かしながら「21 の暮らしを大切に、21 の未来を創る 子や孫が誇れるまちづくり」の実現を図る。

全国的に少子高齢化の進展に伴う人口減少は、経済社会に対して大きな重荷になっている状況である。また、大都市での景気は回復傾向であるが、地方ではいまだ回復傾向がみられない状況であり、特に本町は農業立町であるが、近年自然災害の影響等により農業生産額が落ち込み、地域経済が低迷しており、農業分野の建て直しによる産業振興が急務であり、下水道整備事業(農業集落排水事業・合併処理浄化槽事業)、公営住宅の整備、地域を担う人材育成のための学校教育施設の整備に重点を置き、商工業、水産業、観光産業、定住促進、老朽化が著しい公共施設等を総合的に整備し地域の活性化を図る。

また、本町ではこれまでも過疎対策事業のソフト事業として、「子育て支援出産祝金事業」、「子ども医療費助成事業」、「出産環境支援事業」、「えらぶ特産品加工場運営費」、「外国語指

導業務委託費」などに取り組んできたところである。その中でも、出産環境確保・子育てに関する事業の取組みによって合計特殊出生率が全国平均 1.39 に比べ 2.02 と突出した状況にあり、今後も本施策を継続し人口減少へ歯止めをかける。

(2) 持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上

本町は外界を海に囲まれておりエネルギーの安定的な確保が必要な中で再生可能エネルギー(風力・地中熱・太陽光)の導入促進、省エネルギー対策、自然環境保全等により 2050 年までに CO₂排出量実質ゼロを目指すことを掲げており、エネルギーの自足化に向け島での持続可能な社会構築へ向けた取り組みを実施する。

脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取り組みを実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的に国が設定した「脱炭素先行地域」に令和 4 年 6 月に本町も選定された。その中で、町内一部地域を対象に 2050 年を待たずして脱炭素化を図るための施策を行うこととする。

また、国・県等の緊密な連携のもとに、令和 2 年 3 月に策定した第 6 次知名町総合振興計画において、「21 の暮らしを大切に、21 の未来を創る 子や孫が誇れるまちづくり」をテーマとして掲げ、各字を中心に据えた町づくりを推進している。字の活性化はまちづくりにおいて必須であり、脱炭素の観点や、その他地域資源を活用し字の将来像を住民と共に考え、字を起点に住民と共に取り組む必要があり、人と恵み豊かで多彩な自然、地域の様々な人と人が共生する中で、過疎地域に住む一人ひとりが地域に誇りと希望を持って、生涯にわたって安心して暮らし続けることができる地域社会の構築を目標とする。

5. 地域の持続的発展のための基本目標

(1) 人口に関する目標

人口目標は、令和 2 年 3 月に策定した第 6 次知名町総合振興計画に基づき 2025 年は、将来推計人口 5,224 人を目標とし、2040 年についても将来推計人口 3,850 人を目標と定め、必要な政策を講じる。

(2) 財政力に関する目標

| 区分 | 現状値 (令和元年) | 目標値 (令和 7 年) |
|--------------|--------------|--------------|
| 経常収支比率 | 94.8% | 94.7% |
| 地方債残高 (普通会計) | 8,497,437 千円 | 7,716,521 千円 |
| 徴収率 | 92.4% | 96.1% |

中長期財政計画 ver5 様式 1 及び第 1 次債権管理計画から

(3) 地域の実情に応じた地域の持続的発展のための基本となる目標

令和 2 年 3 月に策定した第 6 次知名町総合振興計画において本町は地域の特性・特色を形

づくる 21 もの「字」という強固なコミュニティが存在しており、①いつまでも暮らし続けた環境の維持・整備、②持続していくためのコミュニティの創出・育成、③未来を支える産業競争力の許可と次世代を担う人づくりを目標とし、必要な施策を講じる。

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

(1) 評価時期

事業完了後の翌年度に評価を実施する。

(2) 評価手法

庁内において仕事振り返りシートを作成し、事業の成果指標や、町民との協働や意見等を取り入れ報告会等を実施し事業の拡充・継続・縮小・廃止を検討していく。将来的には、住民アンケートや外部評価を行い公表する予定である。

7. 計画期間

平成 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、本町が、平成 28 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、平成 31 年 3 月に策定した公共施設個別施設計画に掲げる施設類型における方針との整合性を図りながら適切に実施する。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1. 現況と問題点

(1) 過疎地域持続的発展特別事業（移住・定住）

若年層を中心とした人口流出及び高齢化が著しく、経済規模の縮小や担い手不足による産業の衰退が懸念されており、地域の活性化を図るため、移住希望者の受入態勢を充実させることが必要である。

2. その対策

(1) 過疎地域持続的発展特別事業（移住・定住）

- ①空き家の改修整備に対し補助金を交付することで、住居不足の解消に努める。
- ②空き家バンク制度を活用し空き家の情報提供を図る。
- ③奄美群島広域事務組合が実施する以下の事業を推進する。
 - ・フリー滞在プログラム、移住体験ツアーの実施について支援する。
 - ・首都圏で開催される移住フェアに参加し、情報提供の強化を図る。
 - ・奄美群島の移住ホームページを活用してPRに努める。

3. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|----------------------|---------------------------|---|------|--|
| 1 移住・定住地域間交流の促進、人材育成 | (1)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 | 移住定住促進空き家活用事業 空き家改修補助金10件 必要性：住居対策 効果：移住者受入体制構築のため 基金積立：無 | 町 | 本施策の実施により移住・定住の促進が図られ、その効果は将来に及ぶものである。 |

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成31年3月に策定した公共施設個別施設計画に掲げる施設類型「13 その他」における方針との整合性を図りながら適切に実施する。

第3章 産業の振興

1. 現況と問題点

(1) 基盤整備(農業)

- ①月毎の降水量にばらつきが見られ、干ばつ被害もしばしば発生するなど、農業経営に大きな支障を及ぼしている。また、集中豪雨等による農道の路面損傷のため、運送農産物に大きな揺れによる損傷が発生し、品質低下が発生している。
- ②貴重な地下水や天水をため池に貯水し、農業用水として利用してきたものの、近年ため池の機能が著しく低下し、堤体の決壊が懸念されている。
- ③地形的条件が不利な地域での生産基盤と生活環境基盤の一体的な整備が必要である。
- ④農産物の自由化、価格低迷や産地間競争の激化、資材等の価格高騰、高齢化などにより農業を取り巻く環境が厳しくなっている。
- ⑤以前に整備した基幹農道について大型化した農業機械や農作物輸送トラックの交通に対応できず支障をきたしており、線形も曲がりが多く問題となっている。
- ⑥県営事業完了地区において、畑かん施設を整備しなかった農地所有者から作物の生育に支障を来しているほ場への整備要望がある。

(2) 漁港施設

知名漁港は、昭和30年に漁港指定を受け、奄美南部地域における沿岸漁業の拠点港として、また奄美群島南部周辺海域で操業する漁船の避難港として利用されてきたが、近年、台風等による越波により、道路護岸並びに漁港施設が多大な被害を受けている。

(3) 過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業）

国営水利事業完了を控え、農業基盤が概ね整備されつつあるが、初期費用がかかる施設園芸への参入が困難な状況である。

2. その対策

(1) 基盤整備(農業)

- ①農作物の収量増や品質確保を図るとともに、計画的な営農形態が図られるよう、農業用用水（畑地かんがい）と農道の整備を実施する。
- ②町内7箇所のため池を改修することにより堤体の安定を図り、災害による農作物の被害を防止するとともに地域防災などの多面的効果を図る。
- ③畑地かんがい、排水路整備及び農道整備を実施し、農村生活環境基盤整備として集落道整備を実施する。
- ④区画整理や農道整備及び畑地かんがいなどの整備を行い、営農条件の改善と農業経営基盤の強化を図るとともに、農業生産性向上による農業所得の増大及び担い手への農地集積を促進し、

本地域の農業競争力の強化を図る。

⑤基幹農道を整備することで、農業における大型機械の導入や、国が進めるスマート農業導入によるスピードアップが図られる。

⑥営農条件の改善と経営基盤の強化を図るため、畑かん施設整備、土層改良、暗渠排水を実施する。

(2) 漁港施設

既存の施設の強化を図り、利用者の安全性及び作業効率及び、漁港環境の向上により、漁業の発展に資する。

(3) 過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業）

収益性の高い施設園芸を行う生産者に対し、施設整備に係る資材経費を助成し、施設園芸等集約型農業経営の促進及び安定化を図る。

3. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------|---------------|--|----------|----|
| 2 産業の振興 | (1)基盤整備 農業 | 水利施設等保全高度化（担い手支援型） | | |
| | | 余多2期地区 ・畑地かんがいA=1.7ha ・農道台帳作成一式 | 県 | |
| | | 正名地区 ・畑地かんがいA=136.0ha ・農道舗装L=11,158m | 県 | |
| | | 田皆・矢護仁屋地区 ・畑地かんがい（末端散水施設）A=6.6ha ・農道（改良舗装工）L=486.0m | 県 | |
| | | 瀬利覚地区 畑地かんがいA=74.0ha 農道舗装L=925m | 県 | |
| | | 山田地区 ・農道9路線（L=2.87km） ・客土（土層改良A=4.6ha） ・暗渠排水（A=0.9ha） | 県 | |
| | | 知名西部地区 ・農道L=6,240m ・客土（土層改良A=28.6ha） | 県 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 | |
|-----------|---|--|----------|--|--|
| 2 産業の振興 | (1)基盤整備 農業 | 知名・屋子母地区 ・畑地かんがい | 県 | | |
| | | 農村地域防災減災事業(ため池整備) | | | |
| | | 知名地区 ・大山池改修(一部) ・管理用道路舗装 | 県 | | |
| | | 水利施設等保全高度化(担い手育成型) | | | |
| | | 第二田皆地区 ・区画整理A=47.5ha ・農道舗装一式 | 県 | | |
| | | 知名南西部地区 ・区画整理A=29.36ha ・換地業務一式 | 県 | | |
| | | 竿津地区 畑地かんがいA=12.0ha 農道舗装 | 県 | | |
| | | 中山間地域農業農村総合整備事業 | | | |
| | | 知名地区 ・ため池改修一式 ・畑地かんがい一式 ・排水路工L=500m ・農道工L=800m | 県 | | |
| | | 農地整備事業(通作条件整備)基幹農道整備 | | | |
| | | 東部1期地区 ・測量設計委託、用地取得 | 県 | | |
| | 農地耕作条件改善事業 | | | | |
| | 第一知名 ・設計委託 ・客土(土層改良)A=2.0ha ・暗渠排水A=0.4ha ・畑地かんがいA=0.1ha | 県 | | | |
| | (2)漁港施設 | 護岸の一部補修 | 県 | | |
| | (3)過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業 | 知名町畑地かんがい園芸産地確立事業 補助率:町費60% 必要性:経営の安定化 効果:農業の定着 基金積立:無 | 町 | 本施策の実施により農業経営の安定化が図られ、その効果は将来に及ぶものである。 | |

4. 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|--------------------------------|------------------------|----|
| 知名町全域 | 製造業、情報サービス業等、農 林水産物等販売業、旅館業 | 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 | |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記2. その対策及び3. 計画のとおり

5. 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成31年3月に策定した公共施設個別施設計画に掲げる施設類型「03 スポーツ・レクリエーション系施設及び04 産業系施設」における方針との整合性を図りながら適切に実施する。

第4章 地域における情報化

1. 現況と問題点

(1) 過疎地域持続的発展特別事業（その他）

- ①地域情報通信基盤整備推進交付金事業で整備した光ファイバーについて、その利活用を産業や他の分野との連携をより強化する必要がある。
- ②また、光ファイバー網で整備した施設の維持管理費用や、災害時における迅速な復旧とその多額の費用が近年問題となっている。

2. その対策

(1) 過疎地域持続的発展特別事業

- ①情報通信機器の高度利用を推進及び支援する。
- ②安定した高速情報通信網の適正管理を行うとともに、光ファイバー利用者数を増やす施策を実施することで維持管理費に関する収入を増やしつつ経費抑制に努める。また、台風に強い材料や工法について検討を進め導入を図る。

3. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|------------------------------|---|------|--------------------------------------|
| 3 地域における情報化 | (1) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他 | 光ファイバー管理費 必要性：安定した情報イン フラの管理 効果：情報格差是正 基金積立：無 | 町 | 本施策の実施により地域の情報化が図られ、その効果は将来に及ぶものである。 |

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成31年3月に策定した公共施設個別施設計画に掲げる施設類型「04 産業系施設」における方針との整合性を図りながら適切に実施する。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1. 現況と問題点

(1)①市町村道（道路）

児童・生徒の通学路については、学校周辺の集落を中心に歩道付き道路としての改良を進めていく必要がある。また、現道の幅員が狭く安全な交通の障害となっている路線があることから、車両の大型化や、島民の重要な移動手段として運行されているバスの安全確保を図るうえでも安全で信頼性の高い道路整備を進めるとともに交通安全対策や道路環境の質的水準を高める必要がある。

②市町村道（橋りょう）

橋りょうの老朽化が進んでおり5年毎の定期点検結果によっては補修が必要である。

(2) 過疎地域持続的発展特別事業（公共交通）

マイカーの普及などバスの利用者数は減少を続けており、路線バス事業を取り巻く環境は今後も厳しい状況が続くことが予想されるが、他の公共交通機関が無い本島において、高齢者や障害者にとって公共交通としての路線バスは必要不可欠である。

特に利用者にとって、航空航路や公共施設・病院等と接続する路線バスの果たす役割は大きい。今後も利用者や地域住民、事業者等の意見を反映させ、利便性の向上を図るとともに、島内唯一の公共交通機関として持続性、効率性の高いバス交通システムの構築に取り組むことが必要である。

2. その対策

(1)①市町村道（道路）

人や環境にやさしいゆとりと潤いのある生活空間づくりの一環として整備を推進する。特に、通学路の安全確保にも配慮した整備に努める。

②市町村道（橋りょう）

5年毎の定期点検や日常点検によって得られた結果に基づき、橋りょうの損傷を早期発見し、健全度を把握する。健全度の低い橋りょうから優先的に修繕及び架替えを行う。

(2) 過疎地域持続的発展特別事業（公共交通）

地域住民の生活に必要な公共交通機関であり、沖永良部バス企業団の企業努力だけでは維持できないものについて、経費削減や利用促進、路線の見直し等を含めた利便性の向上を図りながら、運営費への補助を行い、運行の維持を図る。

3. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|---------------|---|------|----|
| 4 交通施設の整備、 交通手段の確保 | (1)市町村道 道路 | 社会資本整備総合交付金事業 | | |
| | | 知名正名海岸線改良工事 大津勘工区 ・改良L=120m 屋子母工区 ・改良L=700m ・測量設計 ・用地補償一式 | 町 | |
| | | 中央通線 ・改良L=160m ・用地補償一式 | 町 | |
| | | 知名新城線 ・改良L=200m ・用地補償一式 | 町 | |
| | | 防災・安全社会資本整備交付金事業 | | |
| | | 田皆新城海岸線 ・舗装L=1,250m | 町 | |
| | | 田皆屋古仁屋線 ・舗装L=800m ・CBR試験業務委託一式 | 町 | |
| | | 小米古里線 ・舗装L=1,800m | 町 | |
| | | 知名新城線 ・舗装L=1,400m | 町 | |
| | | 下平川平川線舗 ・舗装L=1,000m ・CBR試験業務委託一式 | 町 | |
| | | 奮志橋長寿命化修繕事業 (久志検高校線) | 町 | |
| | | 下田橋長寿命化修繕事業 (屋者尾窪線) | 町 | |
| | | 昭嶺橋長寿命化修繕事業 (上平川赤嶺線) | 町 | |
| | | 橋りょう | | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|-----------------|--------------------------|---|-----------|
| 4 交通施設の整備、 交通手段の確保 | (1)市町村道 橋りょう | 山田橋長寿命化修繕事業 (知名新城線) | 町 | |
| | | 雪取橋長寿命化修繕事業 (大山林道線) | 町 | |
| | | 沖洲橋長寿命化修繕事業 (下平川竿津線) | 町 | |
| | | 川尻橋長寿命化修繕事業 (小米古里線) | 町 | |
| | | 天津橋長寿命化修繕事業 (余多竿津線) | 町 | |
| | | 橋梁長寿命化修繕計画 定期点検 8橋 | 町 | |
| | | 橋梁長寿命化修繕計画 計画策定 8橋 | 町 | |
| | | (2)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 | 廃止路線代替バス運行委託事業 必要性：地域公共交通の確保 効果：地域公共交通の維持 基金積立：無 | バス 企業団 |

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成 31 年 3 月に策定した公共施設個別施設計画に掲げる施設類型「インフラ施設」における方針との整合性を図りながら適切に実施する。

第6章 生活環境の整備

1. 現況と問題点

(1)①下水道施設（公共下水道）

公共下水道施設の知名環境センター管理棟の耐震性が確保されておらず、供用開始から21年が経過し、老朽化が進行しており、機械の故障等により維持管理が適切に行えない状況にある。

②下水道施設（農村集落排水施設）

田皆地区、下平川地区、住吉地区の処理場は、供用開始から10年以上経過している。特に、田皆地区においては、供用開始から20年近い年月が経過し、経年劣化による施設の老朽化等が課題である。

処理施設の老朽化に伴い、破損や故障による補修・修繕の頻度が増加し、維持管理費の増大につながり、コスト面での課題が生じている。

③下水道施設（その他）

生活様式の都市化に伴う汚水排水の増加で、単独処理浄化槽では生活雑排水の適正処理が図れず、生活環境の悪化や海域等公共水域の汚濁へと繋がり問題となっている。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進まない要因として、単独処理浄化槽の年間維持管理費が下水道の年間使用料より低いことが考えられる。

(2)公営住宅

半数以上の住宅が建設後30～45年程度経過しており、雨漏れやひび割れが発生する等、老朽化が顕著である。

電気・機械設備について経年劣化による更新時期を迎えているが、更新できていない状況にある。

(3)消防施設

沖永良部消防署に整備した通信指令システムは、沖永良部・与論管内で、消防や救急の一報が入った際に、署員が迅速に現場に急行できるよう発信者の位置情報を自動で探知し、モニターの地図上に自動表示するシステムだが、導入後常時稼働しており、各装置に対する負荷が大きく、今後、重大なシステム障害や障害が頻発することが懸念される。

2. その対策

(1)①下水道施設（公共下水道）

管理施設の耐震化と設備の更新を年次的に進める。

②下水道施設（農村集落排水施設）

農村集落排水施設において、経年劣化による施設等の老朽化対策として、機器等の更新を行うための、機能強化事業を推進する。

③下水道施設（その他）

生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、し尿処理のみの単独浄化槽から、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の設置について計画的な整備を進める。

(2)公営住宅

外壁のひび割れ改修や屋上防水、電気・機械設備の更新、その他付帯施設の改修を行いつつ建替工事を検討しながら入居者の安全・安心な生活を確保する。

(3)消防施設

最新の設備及びシステム等に改良・更新することで、沖永良部・与論管内の迅速な消防・救急体制の効果が発揮でき、消防・救急活動の持続的な発展に資するものである。

3. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------------|---|------|----|
| 5 生活環境の整備 | (1)下水処理施設 公共下水道 | 防災・安全社会資本整備交付金事業 ・改築実施設計 ・管理棟耐震化工事 ・水処理施設設備の更新工事 ・汚泥処理施設設備の更新工事 ・マンホールポンプ場更新の実施設計 ・マンホールポンプ場の更新工事 | 町 | |
| | 農村集落排水施設 | 農村整備事業補助金事業 ・維持管理適正化計画策定事業 ・事業計画策定事業 ・機能強化事業 汚水処理施設、機械設備更新 電気設備の更新 マンホールポンプ場の更新工事 | 町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------|--|--------|----|
| 5 生活環境の整備 | その他 | 公共浄化槽等整備推進事業 ・5人槽 50基 ・7人槽 5基 ・放流管 55か所 | 町 | |
| | (2)公営住宅 | 公営住宅等ストック総合改善事業 新下平川団地 4戸 下平川第二団地 12戸 白浜団地 9戸 新住吉団地 10戸 田皆第二団地 12戸 新上城団地 6戸 新田皆団地 10戸 公営住宅等整備事業 田水団地 6戸 | 町 | |
| | (3)消防施設 | 消防本署通信指令システム更新事業 | 一部事務組合 | |

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成 31 年 3 月に策定した公共施設個別施設計画に掲げる施設類型「企業会計施設」における方針との整合性を図りながら適切に実施する。

なお、公営住宅に分類される施設は個別の計画に準ずるものとする。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1. 現況と問題点

(1)①過疎地域持続的発展特別事業（高齢者・児童福祉）

障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが、自立して身近な地域で安心した生活を送るために、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談体制の充実と支援が必要である。

②過疎地域持続的発展特別事業（その他）

子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって子どもの健康の保持増進を図る必要がある。

全国的に少子化が進むなか、本町においては合計特殊出生率 2.02 である。今後とも高い合計特殊出生率を維持していく必要がある。

2. その対策

(1)①過疎地域持続的発展特別事業（高齢者・児童福祉）

障害のある児童に対し、各サービス事業所における相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を提供し、日常生活における基本動作や知識技術を習得し、集団生活に適應できるよう支援する。

②過疎地域持続的発展特別事業（その他）

医療費助成を高校修了前までに対象を拡充することにより、少子化及び人口減少に歯止めをかける。

子育て世代に出産祝金及び入学支援金を支給することにより、産み育てる費用の負担軽減を図る。

3. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------------------|--------------------------------|---|------|--|
| 6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉 | 障害児施設給付事業 通所費の給付 必要性：発達応じて早期対応 効果：健全な心身育成 基金積立：無 | 町 | 本施策の実施により子育て環境の確保が図られ、その効果は将来に及ぶものである。 |
| | その他 | 子ども医療費助成事業 高校修了前を対象に医療費助成する 必要性：子育て世代の負担減 効果：少子化及び人口減少対策 基金積立：無 | 町 | |
| | | 子育て支援金事業 出産、小・中・高校入学時に祝金を支給する 一律5万円 必要性：子育て世代の負担減 効果：少子化及び人口減少対策 基金積立：無 | 町 | |

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成31年3月に策定した公共施設個別施設計画に掲げる施設類型「06 子育て施設及び07 保健・福祉施設」における方針との整合性を図りながら適切に実施する。

第8章 医療の確保

1. 現況と問題点

(1) 過疎地域持続的発展特別事業（その他）

沖永良部島内において、産科・産婦人科医師が不足又は不在となる事態が発生し、出産環境が確保できない状況があり、早急に安心して出産できる環境整備が必要である。

2. その対策

(1) 過疎地域持続的発展特別事業（その他）

島外から赴任し地域でお産を支える産科医に対し、出産環境支援手当及び分娩手当を支給することにより、分娩施設の継続及び産科医の確保を図り、妊産婦が地元で安心して出産できる環境づくりを継続的に実施する。

3. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-----------------------------|--|------|-------------------------------------|
| 7 医療の確保 | (1)過疎地域持続的発展 特別事業 その他 | 医師確保対策 医師へ確保報酬10万円／月 医師への出産報酬1万円／回 必要性：島内で安心して出産 環境の確保 効果：妊婦の精神・経済的負 担の減 基金積立：無 | 町 | 本施策の実施により医療の確保が図られ、その効果は将来に及ぶものである。 |

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成 31 年 3 月に策定した公共施設個別施設計画に掲げる施設類型「06 子育て施設及び 07 保健・福祉施設」における方針との整合性を図りながら適切に実施する。

第9章 教育の振興

1. 現況と問題点

(1) 学校教育関連施設（校舎）

町内小学校において築20年以上の校舎が5校中4校となっており、各学校雨漏りや建具の老朽化が顕著となっており、児童や教職員が安心して学べる教育環境に支障をきたしている。

(2)①過疎地域持続的発展特別事業（高等学校）

島内唯一の高校である沖永良部高校に通う生徒は、本土の学校に通う生徒と比較した場合、進学を目指すために通う学習塾が少ない、就職のために取得する上級資格は島内で受験できない、資格取得に係る講座を受講する機会がない等の不利な教育環境下におかれている。

②過疎地域持続的発展特別事業（その他）

町内の小学校において、児童の減少にともなう学級数及び教職員減となり、学校運営に支障をきたしている。

本町は、異文化理解を深め、持続的な児童生徒の文化教養及び学力発展に資するため、業務委託により母国語を英語とする外国語講師（ALT）を町内各小・中学校へ派遣しているが、町独自の施策で財政負担となっている。

ALTを配置しネイティブの英語に触れる機会や外国人とのコミュニケーションの機会を持ちながら、児童生徒の外国語活動の時間を確保できている。

2. その対策

(1) 学校教育関連施設（校舎）

施設の老朽化を防ぐため、躯体のひび割れや脆弱部分等の外壁改修や屋上の防水層の全面改修、建具の更新や建具周りのシーリング材の更新、その他付帯設備の更新・改修を実施する。

(2)①過疎地域持続的発展特別事業（高等学校）

沖永良部高等学校教育振興事業への助成を継続し、離島という不利な教育環境下におかれている生徒たちへ島内だけでは習得し難い学びや体験の場を提供する。

②過疎地域持続的発展特別事業（その他）

島外から町内小学校への1年間の短期留学生として親子での移住者を募り、安定した学級数の確保を図り、教職員の配置など適正な形がとれ、健全な学級運営に寄与する。

ALTを配置しネイティブの英語に触れる機会や、外国人とのコミュニケーション機会充実が期待できる。

3. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|---------------------------|--|------|-------------------------------------|
| 8 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 校舎 | 下平川小学校 ・改修設計 ・校舎 RC造 1棟 2,215㎡ | 町 | 本施策の実施により教育の振興が図られ、その効果は将来に及ぶものである。 |
| | | 田皆小学校 ・改修設計 ・校舎 RC造 2棟 2,023㎡ | 町 | |
| | | 住吉小学校 ・改修設計 ・校舎 RC造 3棟 2,161㎡ | 町 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 高等学校 | 沖永良部高等学校教育振興事業助成金 助成金100万円/年 必要性：条件不利地域での教育振興 効果：人材育成 基金積立：無 | 町 | |
| | その他 | えらぶゆりの島留学助成金事業 島留学世帯 14組 助成3万円/月 必要性：学校運営の維持 効果：小学校を含めた地域づくり 基金積立：無 | 町 | |
| | | 外国語指導業務委託 ALT派遣費用434,500円/月 必要性：異文化交流のため 効果：外国人とのコミュニケーション 創出機会の確保 基金積立：無 | 町 | |

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成31年3月に策定した公共施設個別施設計画に掲げる施設類型「01 町文化系施設、02 社会教育系施設、05 学校教育系施設」における方針との整合性を図りながら適切に実施する。

なお、学校教育系施設に分類される施設は個別の計画に準ずるものとする。

第 10 章 集落の整備

1. 現況と問題点

(1) 過疎地域持続的発展特別事業（集落整備）

21 の集落において高齢化や核家族化の進行により、集落単位での活動が乏しくなっている。共生協働及び相互扶助機能が低下し、町への依存度が高くなってきている。

集落内の高齢者・障害者宅等への火災警報器等の設置や危険空き家の調査などが区長や各消防団等により実施されるなど、集落をまとめ、管理するリーダーの役割が大きくなってきている。

2. その対策

(1) 過疎地域持続的発展特別事業（集落整備）

住民の自治意識の向上と主体的な活動が一層推進されるよう、リーダーの育成、支援を行う。環境の美化や地域福祉、自主防災組織等の活動の促進に取り組む。

環境問題や将来的な町の経済を見据え、マイクログリッド化など更なる集落整備等も視野に入れていることから、機能やエネルギーの分散化を行い、集落の活性化につなげる。

3. 計画

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------------------|--|------|-------------------------------------|
| 9 集落の整備 | (1)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備 | 自治振興委託事業 必要性：集落機能の維持、活性化 効果：住民主体の地域づくり 基金積立：無 | 町 | 本施策の実施により集落の整備が図られ、その効果は将来に及ぶものである。 |

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成 31 年 3 月に策定した公共施設個別施設計画に掲げる施設類型「01 町文化系施設及び 13 その他」における方針との整合性を図りながら適切に実施する。

第 11 章 地域文化の振興等

1. 現況と問題点

(1) 地域文化振興施設等

住吉貝塚や昇竜洞など国・県指定文化財と地域に残る文化資源とを結びつけた総合的な保存活用方を展開するため、各集落と連携しながら地域博物館構想の具体的推進計画を策定する必要がある。

2. その対策

(1) 地域文化振興施設等（地域文化振興施設）

文化を担う人材の発掘・育成・伝承など人的・物的文化基盤の整備と効率活用に努める。

3. 計画

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|--------------------------|----------|------|----|
| 10 地域文化の振興等 | (1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設 | 住吉貝塚整備事業 | 町 | |

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成 31 年 3 月に策定した公共施設個別施設計画に掲げる施設類型「01 町文化系施設及び 02 社会教育系施設」における方針との整合性を図りながら適切に実施する。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

1. 現況と問題点

(1) 再生可能エネルギー利用施設

知名町の電力は全量を九州電力新知名発電所（定格出力 23,600kw）から配電されている。発電所はディーゼル発電機を使用し、燃料の重油は本土より海上輸送されている。このため自然と化石燃料の調達コストが高くなっている。

また、近年の地球温暖化に伴う豪雨、台風の大型化や接近時期の早期化は住民の間からも、自然災害に対する危機感が高まっている。このため住民・地域・行政における一層の災害対策や、島全体に渡る安定的な電力確保が課題となっている。

2. その対策

(1) 再生可能エネルギー利用施設

本町は2020年9月にゼロカーボンシティ宣言を行った。再生可能エネルギー(風力・地中熱・太陽光)の導入促進、省エネルギー対策、自然環境保全等により2050年までにCO₂排出量実質ゼロを目指すことを掲げており、脱炭素先行地域として、地域特性等に応じた先行的な取組みを図る。また、離島特有のエネルギーの災害脆弱性や内燃力機関の下げ代制約も踏まえ、電力供給系統末端部より、太陽光、蓄電池並びにスマートインバーター等を導入し、地域のマイクログリッド化及び脱炭素化を図る。

3. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|-------------------|---|----------|----|
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (1) 再生可能エネルギー利用施設 | <u>公共施設再エネ・省エネ・畜エネ施設整備事業</u> <u>・町内20施設</u> <u>・太陽光発電設備計3,182kW</u> <u>必要性：持続可能な社会構築</u> <u>効果：脱炭素化の推進</u> <u>基金積立：無</u> | <u>町</u> | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|--|---|----------|--|
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (1)再生可能エネルギー利用施設 | <u>マイクログリッド構築事業</u> <u>・新庁舎周辺</u> <u>太陽光発電800kW、DGR400kW、</u> <u>蓄電設備800kWh</u> <u>・久志検地区</u> <u>太陽光発電1,000kW、DGR600kW、</u> <u>蓄電設備1,200kWh</u> <u>※DGR：デジタルグリッドルーター</u> <u>必要性：持続可能な社会構築</u> <u>効果：脱炭素化の推進</u> <u>基金積立：無</u> | <u>町</u> | |
| | | <u>新庁舎ZEB化等促進事業</u> <u>・知名町新庁舎</u> <u>LED設備導入による省エネ30%(現庁</u> <u>舎比)、高効率空調、太陽光発電設備一</u> <u>式</u> <u>必要性：持続可能な社会構築</u> <u>効果：脱炭素化の推進</u> <u>基金積立：無</u> | <u>町</u> | |
| | | <u>EV促進整備事業</u> <u>・公用車EV化</u> <u>マイクロバス4台、普通自動車40台、</u> <u>軽自動車20台</u> <u>必要性：持続可能な社会構築</u> <u>効果：脱炭素化の促進</u> <u>基金積立：無</u> | <u>町</u> | |
| | (2)過疎地域持続的発展特別事業 <u>再生可能エネルギー利用</u> | <u>脱炭素事業効果促進事業</u> <u>脱炭素に関する町民への普及啓発に</u> <u>より意識醸成を図る</u> <u>必要性：持続可能な社会構築</u> <u>効果：意識啓発</u> <u>基金積立：無</u> | <u>町</u> | <u>本施策の実施により地域の再生可能エネルギー利用の推進が図られ、その効果は将来に及ぶものである。</u> |

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成 31 年 3 月に策定した公共施設個別施設計画に掲げる施設類型「13 その他」における方針との整合性を図りながら適切に実施する。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1. 現況と問題点

(1) 公共施設等のマネジメント

住民の生活水準及び利便性向上と共に住民ニーズの多様化に対応するため整備を進めてきた公共施設が老朽化し、それへの改修維持費用が近年課題となっている。また、道路や橋梁、上下水道等についても老朽化に伴う更新等により相当の費用負担が予想される。

さらに、人口減少・少子高齢化に対応していくためにも、これまでと同じような公共施設の維持は困難と考えられる。

これらを踏まえた上で、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、公共施設の集約化や複合化、長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減、平準化を行うとともに行政サービスの向上を目指す必要がある。

2. その対策

(1) 公共施設等のマネジメント

公共施設については、定期的な点検や劣化度診断等に基づき、適切な時期に修繕、改修等を実施することにより、予防保全型の維持管理を行い維持管理費用の平準化や縮減を目指す。

また、公共施設個別施設計画に基づき、施設の利用状況や地域バランスを考慮し、同じ機能を持った施設の集約化や複合化等を進め、廃止された施設や老朽化の著しい施設については、倒壊のおそれのある施設を優先し計画的に解体する。

3. 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|----------------------------|--------------|--------------|------|----|
| 12 その他地域の持続的 発展に関し必要な事項 | | 公共施設等再配置整備事業 | 町 | |

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成 31 年 3 月に策定した公共施設個別施設計画に掲げる施設類型「09 行政系施設及び 13 その他」における方針との整合性を図りながら適切に実施する。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|--|--|---------------------|--|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (1)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 | 移住定住促進空き家活用事業 空き家改修補助金10件 必要性：住居対策 効果：移住者受入体制構築のため 基金積立：無 | 町 | 本施策の実施により移住・定住の促進が図られ、その効果は将来に及ぶものである。 |
| 2 産業の振興 | (3)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 | 知名町畑地かんがい園芸産地確立事業 補助率：町費60% 必要性：経営の安定化 効果：農業の定着 基金積立：無 | 町 | 本施策の実施により農業経営の安定化が図られ、その効果は将来に及ぶものである。 |
| 3 地域における情報化 | (1)過疎地域持続的発展特別事業 その他 | 光ファイバー管理費 必要性：安定した情報インフラの管理 効果：情報格差是正 基金積立：無 | 町 | 本施策の実施により地域の情報化が図られ、その効果は将来に及ぶものである。 |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (2)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 | 廃止路線代替バス運行委託事業 必要性：地域公共交通の確保 効果：地域公共交通の維持 基金積立：無 | バス 企業団 | 本施策の実施により交通手段の確保が図られ、その効果は将来に及ぶものである。 |
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉 その他 | 障害児施設給付事業 通所費の給付 必要性：発達応じて早期対応 効果：健全な心身育成 基金積立：無 子ども医療費助成事業 高校修了前を対象に医療費助成する 必要性：子育て世代の負担減 効果：少子化及び人口減少対策 基金積立：無 子育て支援金事業 出産、小・中・高校入学時に祝金を支給する 一律5万円 必要性：子育て世代の負担減 効果：少子化及び人口減少対策 基金積立：無 | 町 町 町 | 本施策の実施により子育て環境の確保が図られ、その効果は将来に及ぶものである。 |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------------------|---|--|------|--|
| 7 医療の確保 | (1)過疎地域持続的発展特別事業 その他 | 医師確保対策 医師へ確保報酬10万円/月 医師への出産報酬1万円/回 必要性：島内で安心した出産環境の確保 効果：妊婦の精神・経済的負担の減 基金積立：無 | 町 | 本施策の実施により医療の確保が図られ、その効果は将来に及ぶものである。 |
| 8 教育の振興 | (2)過疎地域持続的発展特別事業 高等学校 | 沖永良部高等学校教育振興事業助成金 助成金100万円/年 必要性：条件不利地域での教育振興 効果：人材育成 基金積立：無 | 町 | 本施策の実施により教育の振興が図られ、その効果は将来に及ぶものである。 |
| | その他 | えらぶゆりの島留学助成金事業 島留学世帯 14組 助成3万円/月 必要性：学校運営の維持 効果：小学校を含めた地域づくり 基金積立：無 | 町 | |
| | その他 | 外国語指導業務委託 ALT派遣費用434,500円/月 必要性：異文化交流のため 効果：外国人とのコミュニケーション 創出機会の確保 基金積立：無 | 町 | |
| 9 集落の整備 | (1)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備 | 自治振興委託事業 必要性：集落機能の維持、活性化 効果：住民主体の地域づくり 基金積立：無 | 町 | 本施策の実施により集落の整備が図られ、その効果は将来に及ぶものである。 |
| <u>11 再生可能エネルギーの 利用の推進</u> | <u>(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用</u> | <u>脱炭素事業効果促進事業</u> <u>必要性：持続可能な社会構築</u> <u>効果：意識啓発</u> <u>基金積立：無</u> | 町 | <u>本施策の実施により地域の再生可能エネルギー利用の推進が図られ、その効果は将来に及ぶものである。</u> |